

郡山市上下水道局公告第 210 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和 7 年 3 月 25 日

郡山市上下水道事業管理者 野 崎 弘 志

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

契約番号	第25300032号
業務委託名	下水道施設清掃調査業務委託単価契約（その2）
施行場所	郡山市鳴神二丁目 外 地内
委託期間	契約締結の日から令和8年3月31日まで
業種	排水管清掃
業務概要	下水道管清掃、汚泥運搬、下水道管目視調査、本管TVカメラ調査等に係る作業一式（35項目）
支払条件	履行した月ごとの支払
最低制限価格	設定しない

第 2 入札方法及び入札期間

- 1 場所 郡山市上下水道局庁舎 3 階 会議室
- 2 日時 令和 7 年 4 月 24 日（木）午前 10 時 30 分

※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第 3 入札に参加する者に必要な資格

本業務委託の入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 業務委託の排水管清掃において、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和 6 年 9 月 6 日制定）に基づく認定を受け、令和 7・8 年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- 3 郡山市上下水道局業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 21 年 10 月 30 日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 福島県内に本店又は郡山市内に営業所等を有する者であること。

第4 入札参加の申込み

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、郡山市上下水道局所定の申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、当該業務委託に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を管理者に提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。
- 2 申請書等の交付及び受付
 - (1) 期 間 公告の日から令和7年4月9日（水）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
 - (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 場 所 郡山市上下水道局総務課（郡山市豊田町1番4号 3階）において行う。（郵送等の取扱いを行わない。）
- 3 確認結果の通知
入札参加資格の確認は、前項に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果を入札参加資格確認通知書により令和7年4月16日（水）までに通知するものとする。

第5 設計図書等の閲覧

- 1 入札参加希望者は、本業務委託に係る設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり閲覧することができる。
 - (1) 期 間 公告の日から令和7年4月9日（水）まで（市の休日を除く。）
 - (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 場 所 郡山市上下水道局庁舎3階 上下水道局総務課
- 2 設計図書等の複写
入札参加希望者は、閲覧期間内において、総務課長の承諾を得て、設計図書等の貸出を受け、これを複写することができる。

第6 仕様書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を公告の日から令和7年4月1日（火）午後4時まで（市の休日を除く。）に、上下水道局総務課に持参又は上下水道局総務課契約係宛てに電子メールにより提出すること。なお電子メールにより提出した場合は、到達確認のため電話で報告を行うこと。（設計図書等質問書は、市ウェブサイトからダウンロードすること。）
郡山市上下水道局総務課契約係
メールアドレス jougesui-keiyaku@city.koriyama.lg.jp
電話番号 024-932-7643
- 2 質問に対する回答は、令和7年4月4日（金）までに市ウェブサイトにて公表する。

第7 入札保証金

免除する。

なお、落札者が契約を締結しない場合（この公告第12の2に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、免除した入札保証金（各項目の入札単価に予定数量を乗じて算出した金額の合計の100分の5）と同額の高額を納付すること。

第8 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1円単位とし、消費税及び地方消費税相当額は含めない。

また、各項目の1単位当たりの単価を記載し、その単価に予定数量を乗じた金額についても記載すること。

第9 入札の中止等

本業務委託に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 開札日と同日に郡山市上下水道局が行う同業種の制限付一般競争入札の開札において、さきに落札者となった者のした入札
- (2) この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札単価が事前公表した予定価格等を超えた金額の入札

第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、各項目の入札単価に予定数量を乗じて算出した金額の合計が、最低の者とする。ただし、落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 当該契約は、複数単価契約であり、予定価格等は事前公表とする。なお、入札回数は、1回限りとする。

第12 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) この公告中第3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市上下水道局は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

第13 契約保証金

免除とする。

第14 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、契約番号及び業務委託名並びに施行場所を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）、郡山市上下水道局業務委託契約に係る制限付一般競争入札実施要綱（平成21年10月1日制定）及び郡山市上下水道局業務委託入札参加者心得（令和5年10月1日制定）による。

第15 その他

- 1 落札者が契約を締結しない場合（この公告第12の2に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止要綱に基づき指名停止措置を行うことがある。
- 2 その他不明な点については、郡山市上下水道局総務課契約係（電話：024-932-7643）まで問い合わせること。